



平成19年6月11日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号 2804 東証第2部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

(訂正) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シーによる当社株券等に対する公開買付けへの反対の意見表明並びに新株予約権無償割当て及び関連議案の定時株主総会への付議に関するお知らせ

平成19年6月7日に開示いたしました、「スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シーによる当社株券等に対する公開買付けへの反対の意見表明並びに新株予約権無償割当て及び関連議案の定時株主総会への付議に関するお知らせ」に一部訂正がありますので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には、下線を付してあります。

1. 訂正内容

- (1) 11ページから13ページ(「 .新株予約権無償割当て及び関連議案について」
「4.本新株予約権無償割当ての概要」並びに「5.本新株予約権無償割当てが株主の皆様と与える影響について」(1)及び(3))

(訂正前)

4. 本新株予約権無償割当ての概要

本新株予約権無償割当ての詳細については、別紙2に記載のとおりです。

本新株予約権無償割当ての概要としては、別紙2第4項に記載のとおり、基準日については、本公開買付けの当初の公開買付け期間の終了日(平成19年6月28日)以降の日である平成19年7月10日とし、新株予約権無償割当ての方法により、当該基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社株式1株につき3個の割合で新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割当ててを予定しています。また、本新株予約権は、公開買付けを通じて公開買付者に取得されることを防止するために、別紙2第12項に記載のとおり、その譲渡については当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付されています。

本新株予約権は、別紙2第7項第(2)号に記載のとおり、その行使価格は、新株予約権1個当たり1円としますが、別紙2第9項第(1)号に記載のとおり、本公開買付者及びその関係者

(その詳細については、別紙2第9項第(1)号をご参照下さい。)は、「非適格者」として、本新株予約権を行使することはできない旨の行使条件が付されています。また、別紙2第10項に記載のとおり、本新株予約権には、(1)当社は、当社取締役会が別途定める日(但し、権利行使可能期間の初日より前の日とします。)をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権1個につき当社普通株式1株(但し、調整される可能性があります。)を交付する旨の取得条項、及び、(2)当社は、当社取締役会が別途定める日(但し、権利行使可能期間の初日より前の日とします。)をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権1個につき金396円を交付する旨の取得条項が付されることが予定されております。なお、かかる396円という取得価額は、本日平成19年6月7日現在の本公開買付けにおいて公開買付者の提案する当社普通株式1株当たりの買付価格1,584円に本新株予約権無償割当てにより見込まれる希釈化の割合(4分の1)を乗じて得られた金額であり、本新株予約権無償割当てを通じて公開買付者に経済的損害を何ら与えないようにすることを目的として決定された金額です。但し、かかる金額は、本日平成19年6月7日以降に公開買付者が本公開買付けに係る買付価格を変更した場合であっても、変更されないものとします。

本新株予約権の無償割当て及びその行使等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。詳細については、別紙2をご確認下さい。

平成19年6月24日	本定時株主総会
平成19年7月10日	基準日
	なお、基準日を本公開買付け当初の公開買付け期間の末日以降の日とすることで、公開買付け期間が延長されない限り、公開買付者が本公開買付けにより取得した当社の株式の全てについて本新株予約権無償割当てがなされるようにして、公開買付者に何ら経済的損害を与えないように企図しています。
平成19年7月11日	新株予約権無償割当ての効力発生日
平成19年9月1日	新株予約権の <u>権利行使可能期間</u> の初日
平成19年9月30日	新株予約権の行使期間の末日

5. 本新株予約権無償割当てが株主の皆様にご与える影響について

(1) 本定時株主総会における本新株予約権無償割当て決議の承認時の影響

本定時株主総会における本新株予約権無償割当て決議(及び同日開催される取締役会における本新株予約権無償割当てに関する事項の決定)の時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われません。したがって、本新株予約権無償割当て決議の時点では、株主の皆様が有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

せん。

なお、上記2.に記載のとおり、本権利落ち日よりも前に、公開買付者が、本公開買付けの撤回等を行った場合その他必要な場合には、本新株予約権無償割当ては実施されないこととなります。しかしながら、かかる中止は、本権利落ち日以前に限られるものであり、本権利落ち日時点で本公開買付けの撤回等が行われていない場合には、仮にその後本公開買付けの撤回等が行われたとしても、本新株予約権無償割当ては中止されないため、仮にかかる中止がなされたとしても、株主の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益等に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(2)(略)

(3) 本新株予約権の取得時ないし行使時の影響

株主の皆様（非適格者及び非適格者以外の一般株主の皆様を双方を含みます。）に割当てられた本新株予約権については、原則として、行使期間の到来よりも前に、取得条項に基づき取得することを予定しております。その場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、それぞれ非適格者及び非適格者以外の一般株主の皆様毎に、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、かかる取得を行います。但し、かかる取得の際の税務上の取扱いについては先例及び明確な法令等の規定が存しないため、現在税務当局に対して確認を行っており、仮にかかる確認の結果、税務当局から、非適格者以外の一般株主の皆様には負担となる課税が発生する旨の見解が示された場合には、かかる取得は行われず、非適格者以外の株主の皆様には行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただくこととなる可能性もございます。その場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第279条第2項）に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、通知を行います。

当社は、かかる税務当局に対する確認については、その結果が得られ次第、株主の皆様に対して適時にご報告いたしますので、今後当社からなされる情報開示に十分にご留意いただきますよう、宜しく願いいたします。

なお、本新株予約権には、非適格者が有する本新株予約権については金銭を対価として取得する旨の取得条項、及び、非適格者からは非適格者は行使することができない旨の行使条件が付されているため、本新株予約権の取得又は行使がなされた場合には、非適格者以外の一般株主の皆様の議決権比率は、相対的に高まることとなります。

また、本新株予約権の取得がなされた場合の業績に与える影響は、本公開買付けの結果に応じて変動するため、確定次第速やかにお知らせいたします。

(訂正後)

4. 本新株予約権無償割当ての概要

本新株予約権無償割当ての詳細については、別紙2に記載のとおりです。

本新株予約権無償割当ての概要としては、別紙2第4項に記載のとおり、基準日については、本公開買付けの当初の公開買付け期間の終了日(平成19年6月28日)以降の日である平成19年7月10日とし、新株予約権無償割当ての方法により、当該基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社株式1株につき3個の割合で新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割当ててを予定しています。また、本新株予約権は、公開買付けを通じて公開買付者に取得されることを防止するために、別紙2第12項に記載のとおり、その譲渡については当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付されています。

本新株予約権は、別紙2第7項第(2)号に記載のとおり、その行使価格は、新株予約権1個当たり1円としますが、別紙2第9項第(1)号に記載のとおり、本公開買付者及びその関係者(その詳細については、別紙2第9項第(1)号をご参照下さい。)は、「非適格者」として、本新株予約権を行使することはできない旨の行使条件が付されています。また、別紙2第10項に記載のとおり、本新株予約権には、(1)当社は、当社取締役会が別途定める日(但し、行使可能期間の初日より前の日とします。)をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権1個につき当社普通株式1株(但し、調整される可能性があります。)を交付することができる旨の取得条項、及び、(2)当社は、当社取締役会が別途定める日(但し、行使可能期間の初日より前の日とします。)をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権1個につき金396円を交付することができる旨の取得条項が付されることが予定されております。なお、かかる396円という取得価額は、本日平成19年6月7日現在の本公開買付けにおいて公開買付者の提案する当社普通株式1株当たりの買付価格1,584円に本新株予約権無償割当てにより見込まれる希釈化の割合(4分の1)を乗じて得られた金額であり、本新株予約権無償割当てを通じて公開買付者に経済的損害を何ら与えないようにすることを目的として決定された金額です。但し、かかる金額は、本日平成19年6月7日以降に公開買付者が本公開買付けに係る買付価格を変更した場合であっても、変更されないものとします。

本新株予約権の無償割当て及びその行使等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。詳細については、別紙2をご確認下さい。

平成19年6月24日	本定時株主総会
平成19年7月10日	基準日
	なお、基準日を本公開買付け当初の公開買付け期間の末日以降の日とすることで、公開買付け期間が延長されない限り、公開買付者が本公開買付けにより取得した当社の株式の全てについて本新株予約権無償割当てがなされるようにして、公開買付者に何ら経済的損害を与えないように企図しています。
平成19年7月11日	新株予約権無償割当ての効力発生日
平成19年9月1日	新株予約権の行使可能期間の初日

平成19年9月30日

新株予約権の行使可能期間の末日

5. 本新株予約権無償割当てが株主の皆様にご与える影響について

(1) 本定時株主総会における本新株予約権無償割当て決議の承認時の影響

本定時株主総会における本新株予約権無償割当て決議(及び同日開催される取締役会における本新株予約権無償割当てに関する事項の決定)の時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われません。したがって、本新株予約権無償割当て決議の時点では、株主の皆様が有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.に記載のとおり、本権利落ち日より前に、公開買付者が、本公開買付けの撤回等を行った場合その他必要な場合には、本新株予約権無償割当ては実施されないこととなります。しかしながら、かかる中止は、本権利落ち日より前に限られるものであり、本権利落ち日時点で本公開買付けの撤回等が行われていない場合には、仮にその後本公開買付けの撤回等が行われたとしても、本新株予約権無償割当ては中止されないため、仮にかかる中止がなされたとしても、株主の皆様が有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益等に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(2) (略)

(3) 本新株予約権の取得時ないし行使時の影響

株主の皆様(非適格者及び非適格者以外の一般株主の皆様を含まず)に割当てられた本新株予約権については、原則として、行使可能期間の到来よりも前に、取得条項に基づき取得することを予定しております。その場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、それぞれ非適格者及び非適格者以外の一般株主の皆様毎に、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、かかる取得を行います。但し、かかる取得の際の税務上の取扱いについては先例及び明確な法令等の規定が存しないため、現在税務当局に対して確認を行っており、仮にかかる確認の結果、税務当局から、非適格者以外の一般株主の皆様へ負担となる課税が発生する旨の見解が示された場合には、かかる取得は行われず、非適格者以外の株主の皆様には行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただくこととなる可能性もございます。その場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、通知を行います。

当社は、かかる税務当局に対する確認については、その結果が得られ次第、株主の皆様に対して適時にご報告いたしますので、今後当社からなされる情報開示に十分にご留意いただきますよう、宜しくお願いいたします。

なお、本新株予約権には、非適格者が有する本新株予約権については金銭を対価として取得す

ることができる旨の取得条項、及び、非適格者は行使することができない旨の行使条件が付されているため、本新株予約権の取得又は行使がなされた場合には、非適格者以外の一般株主の皆様
の議決権比率は、相対的に高まることになります。

また、本新株予約権の取得がなされた場合の業績に与える影響は、本公開買付けの結果に応じて変動するため、確定次第速やかにお知らせいたします。

(2) 16 ページ及び 18 ページ (「別紙 2 本新株予約権無償割当ての内容」

「 6 . 本新株予約権の目的である株式の種類及び数」(2) 及び「 10 .
本新株予約権の取得の事由及び取得の条件」(3))

(訂正前)

本新株予約権無償割当ての内容

6 . 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)(略)

(2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに変えて当社の有する当社普通株式を処分 (当社普通株式の発行又は処分を、以下「交付」という。) する数 (以下「割当株式数」という。) は、 1 株とする。

(3)(略)

10 . 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1)(略)

(2)(略)

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合、その他本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

(訂正後)

本新株予約権無償割当ての内容

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)(略)

(2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を、以下「交付」という。)する数(以下「割当株式数」という。)は、1株とする。

(3)(略)

10. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1)(略)

(2)(略)

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合、その他本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

以上